

会計上の時価評価をめぐる諸問題

山口 忠 昭
近畿大学

要 旨

現在の財務会計については、歴史的原価と時価の混在する会計として捉えられることができる。時価が歴史的原価をベースとする会計上の測定に取り入れられると、財務会計の枠組みに関して、論議の対象となる問題が提起されることになる。本稿では、会計上の時価評価に関する問題が考察されている。

インフレーションの状況下における時価に関してみると、英国においては、1940年代後半から1980年代初頭にかけて時価に関する問題が取りあげられた。物価変動が会計に及ぼす影響は、資本維持に密接な関わりをもつものである。資本維持概念は、三つのカテゴリー、すなわち (a) 名目資本維持、(b) 実質資本維持（購買力資本維持）、及び (c) 実体資本維持に分けられる。インフレーション会計を論議する上で、資本維持概念の選択はきわめて重要な問題である。時価の適用は、インフレーション会計において資本維持に重きをおくものである。

時価に基づく測定には、公正価値のみならず、取替原価、正味実現可能価値、使用価値、剝奪価値をあげることができる。一般的に、時価は公正価値としてあらわされ、公正価値測定は SFAS 157 号、IFRS 13 号のような会計基準において支持されている。1982 年の IAS 20 号のなかで定義された公正価値についてみると、公正価値は入口価値と出口価値の両者を意味するものとしてとらえられることができる。公正価値を他の時価概念と比較した場合、公正価値の特徴は、第一に公正価値測定が非実体固有性に基づく測定であること、第二に公正価値測定は取引コストを除外するものであることがあげられる。公正価値と剝奪価値の共通性は、会計上の時価を問題とするアプローチであるところに求められる。公正価値に対する代替的な考え方として、ファン・ジルとウィッティントンは、報告実体の経済的機会のより良い測定のために剝奪価値概念の再解釈説を提唱している。本稿は、剝奪価値概念の再解釈説の特徴を検討している。さらに、カレント・コスト会計における時価と公正価値概念の相違が指摘されている。

I はじめに

古きにして新たなテーマの一つに、会計上の原価と時価に関する問題の検討を取りあげることができる。わが国の企業会計原則についてみれば、歴史的な原価主義会計（取得原価主義会計）のフレームワークが基礎とされていることはあらためて指摘するまでもない。歴史的な原価主義会計における資産概念についてみると、期間損益計算を適正に行うことが目的とされ、その目的から計算技術的に資産概念を捉えることに着眼点がおかれている。いわゆる動態論における資産概念は、計算的特性アプローチによって把握されるものである（興津 [1997], 83-84 頁）⁽¹⁾。眼差しを今日に転ずると、金融商品に関する会計処理をはじめ、固定資産の減損処理に関する会計基準等により、歴史的な原価主義会計の枠組みのなかに時価概念が導入されている。資産概念についてみれば、サービス・ポテンシャルズ（用役潜在力）の延長線上に、発生の可能性の高い将来の経済的便益を包摂した経済的特性アプローチが重視されている（興津 [1996], 119-120 頁）⁽²⁾。したがって、現在の会計モデルは「原価と時価の混在スタイルとしての会計」⁽³⁾（興津 [2002], 132-133 頁。、興津 [2006], 10-11 頁）として表現することができることになる。現在の会計モデルとして特徴づけられる「原価と時価の混在スタイルとしての会計」の背景については、会計上の関心のおきどころが、プロダクト型市場経済からファイナンス型市場経済を前提とする理論に移行したとみる見解があげられる（武田 [2001], 4-6 頁。、武田 [2008], 680-682 頁）。ファイナンス型市場経済のもとでは、カレント・バリューの測定のために

公正価値概念がとられ、公正価値の適用は金融財に焦点がおかれているのである（浦崎 [2002], 20-26 頁）。「原価と時価の混在スタイルとしての会計」にみられる時価概念を考える上で、物価変動会計の領域で検討された時価概念、公正価値概念における時価概念を考察することは意義のあることといえる。

本稿は、次の三つから構成されている。第一は、会計上の時価評価に関する問題の検討にあたって、歴史的な原価評価の論拠を取りあげている。なぜなら、時価主義会計は歴史的な原価主義会計に対するものとして主張され、展開された経緯をもつからである。

第二に、英国物価変動会計に関する展開の過程をとりあげて、時価概念の意義を検討する。インフレ率の上昇という経済的環境を背景として、英国の会計士団体等による公的見解が 1940 年代後半から 1980 年にかけて公表されている。本稿では、これらの所説を素描し、物価変動会計の領域で展開された時価のもつ意義が考察される。

第三は、公正価値概念に関する問題の検討である。公正価値とその測定をめぐる諸問題については、アレクサンダー、ファン・ジルとウィットントン等によって考察が行われている。本稿では、これらの所説を取りあげ、公正価値概念における時価概念等を明確にしたい。

II 歴史的な原価評価の論拠

利益測定に関する二つのアプローチが、1970 年代の半ばに、議論の対象として取りあげられた。ここで利益測定に関する二つのアプローチとは、収益・費用アプローチ（収益・費用中心観）と資産・負債アプローチ

(資産・負債中心観)をさす(FASB [1976], par.31, pars.34-42, pars.208-218)。収益・費用中心観は歴史的原価会計をさし、資産評価基準として取得原価(歴史的原価)を、収益認識基準として実現主義を適用する会計フレームワークを意味するものである。この会計フレームワークでは、維持すべき資本概念として、名目貨幣資本概念がとられている。

歴史的な原価評価に関しては、原価即事実説と原価即価値説という二つの異なる論拠がある(新井 [1973], 18-21頁。、藤井 [2003], 104-112頁)。原価即事実説についてはリトルトンの所説を、原価即価値説に関してはペイトンの所説をあげることができる。

原価即事実説によると、取得原価は経験的事実そのものをあらわし、取得原価は価値を表現するものではないとする。すなわち、過去の取引事実に重きをおき、それをあらわすものが取得原価であるとみる。原価即事実説においては、名目的投下資本の回収計算が行われ、原価は収益によって回収されるべき投資額としての意義をもつとされる。リトルトンの所説についてみると、歴史的な原価に基づく評価の根拠が、簿記原則(投下原価の原則、同質的範疇の原則、範疇による分析の原則)から導出された同質的資料の原則と客観的決定の原則に求められていることが指摘できる(Littleton [1953], p. 192)⁽⁴⁾。彼の考え方では、独立した当事者間の交換取引という内部的事実のみが会計上の記録・計算・報告の対象とされることとなり、物価水準変動等の外部的事実は取引事実として認識されないことになる。したがって、彼の考え方については、複式簿記に基礎をおく歴史的な原価主義として特徴づけられることができる。複式簿記の特質を実在勘定と名目勘定の統合に求め、

ストックとフローの二つの側面から損益計算を行うことが説かれているのである(Littleton [1953], p. 227., Littleton and Zimmerman [1962], p. 27, p. 31, p. 257)。

原価即価値説によると、資産の取得原価は価値を表現するものであり、原価と価値は対立するものではないとみる。原価即価値説においては、原価が取引財貨の価値をあらわすものとするのである。原価が価値をあらわさない場合には、サービス・ポテンシャルズから時価論に向かう可能性をもつ考え方であるところに原価即価値説の特徴がある(Paton [1950], pp. 16-27)⁽⁵⁾。ペイトンの時価論に向かう可能性については、彼の考え方が、公正な市場価値を重視するところにあらわれている(Paton [1946], pp. 192-199)。資産取得日の実際支出額についてみれば、資産取得に要した支出額は公正価値を具体的にあらわす一つのものにすぎない。なぜなら、公正な市場価値としての実際支出額は、公正価値に近いものとして捉えられるが、実際支出額たる取得原価が合理的に公正価値をあらわさないときには、公正価値を示すべく適切な修正が認められるべしとされるからである。ペイトンの所説には、公正な市場価値と公正価値は緊密にリンクする関係を見いだすことができる。市場特性あるいは経済基盤という観点からペイトンのいう公正価値概念を捉えると、彼の公正価値概念は、生産・流通市場あるいはプロダクト型市場経済を背景に説かれたものである。

物価変動会計における時価概念を考えるうえで、リトルトンの思考にみられる資本回収計算、ペイトンの公正な市場価値(時価)はきわめて重要なキーワードとしての位置を占めるものである。

Ⅲ 物価変動会計における所説

周知のように、物価変動会計は、歴史的原価主義会計に対する批判を出発点とし、展開をみた。物価変動会計では、会計上の事実として物価変動なる経済的事象を認識することが、企業の本質的指標である資本・利益にかかわる情報にとって意義をもつとされる。歴史的な原価会計に関する批判については、(a) 会計上の測定単位として用いられる名目貨幣単位、(b) 会計上の維持すべき資本概念としての名目貨幣資本概念、(c) 資産評価基準として適用される歴史的な原価、これら三つの内容に対するものとして纏められることができる⁽⁶⁾。(a)に関する批判は、同一企業の期間比較可能性、企業相互間の比較可能性に関する問題を、(b)に関する批判は、名目貨幣資本維持と受託責任の関連、企業の資本維持に関する問題を指摘するものである。(c)に関する批判については、歴史的な原価会計が資産の現在の価値を示さないため、経済的事実を反映した適時な会計情報の提供に支障をきたすことがあげられることになる。

会計上の資本概念については、基本的に、名目貨幣資本概念、実質資本概念、実体資本概念の三つがある。資本維持概念に関する見方については、会計主体の観点から二つに大別して捉えることが可能である (Gynther [1970], pp. 712-730., Whittington [1981], pp. 8-10., Whittington [1984], p. 149)。その一つは、企業主体 (entity) アプローチに基づく資本概念である。いま一つは所有主 (proprietary) アプローチによって捉えられる資本概念である。企業主体アプローチは実体資本維持に、所有主アプローチは財務的資本維持に関連づけて捉えられることになる。

ここに会計主体の観点とは、会計が誰のために、いかなる目的で行われるのかということの意味する。物価変動会計の理論を検討する上で、会計主体の観点から財務的資本維持と実体資本維持を捉えるアプローチが説かれるのも、維持すべき資本概念を前提とする資本回収計算の考え方が基底に存するからである。

英国物価変動会計の展開の過程に関しては、会計士団体等による公的見解が1940年代後半から1980年までの間に公表されてきた。公表されたもののなかで主要な見解をみると、大別して、歴史的な原価会計を堅持する所説、一般物価変動会計、カレント・コスト会計の所説が主張されている。

1 1940年代後半から60年代の所説

1940年代後半から60年代の会計士団体等による公的見解を素描してみよう。ICAEWは、1949年に「物価水準の上昇と会計 (Rising Price Levels in Relation to Accounts. : 以下、勧告書第12号と略す。)」と題する会計原則勧告書第12号を、1952年に会計原則勧告書第15号「貨幣購買力の変動に関する会計 (Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money. : 以下、勧告書第15号と略す。)」を公表した。勧告書第12号と勧告書第15号はともに、歴史的な原価会計を墨守する立場がとられている⁽⁷⁾。勧告書第15号では、歴史的な原価会計には限界が認められるけれども、受託責任の目的のために、財務諸表を歴史的な原価に基づく基準によって作成し、その基準の適用を継続すべきであるとする見解が主張されている。そして、「貨幣購買力の変動を反映するために会計記録を修正する指数法 : 以下、指数法と略す。」によるデータは歴史的な原価会計に基づく財務諸表の補足資料としての意義をもつと

認められるが、指数法の適用には問題視する立場がとられているのである（ICAEW [1952], par. 21-25）。1960年代に入ると、ICAEWの調査委員会は、1968年に『インフレーション期における受託責任のための会計』を公表した。ICAEWの調査委員会の所説では、株主の消費購買力資本維持とそれに基づく利益計算、そして、かかる利益計算構造を枠組みとした会計情報の開示によって、受託責任がはたされるとする（ICAEW [1968], par. 40）。したがって、ICAEWの調査委員会の所説は、勧告書第15号の見解と比較して、指数法に基づく会計を積極的に展開したものといえる。指数法に基づく会計に関しては、これを一般物価変動会計という会計システムとして整理されることができる。

1952年に、ACCAは『インフレーション会計』を、ICAEWは『物価水準変動に関する会計』と題する一書を刊行した。ACCAとICAEWの所説にみられる考え方はカレント・コスト会計と呼ばれるものである。両者の所説の特徴は、物価変動の局面のうち、個別価格変動に力点をおき、維持すべき資本概念として実体資本概念を、資産評価基準として現在取替原価を適用することにある（ACCA [1952], p. 65）⁽⁸⁾。ICAEWの所説においては、企業の経営活動に不可欠な収益財・資本財それ自体の維持が、資本醸出者の持分の保全に繋がるとみる。この所説では、実体資本を維持することによって、受託責任がはたされるとする見解が主張されているのである（ICAEW [1952], pars. 232-233）。

2 1970年代の英国物価変動会計の展開

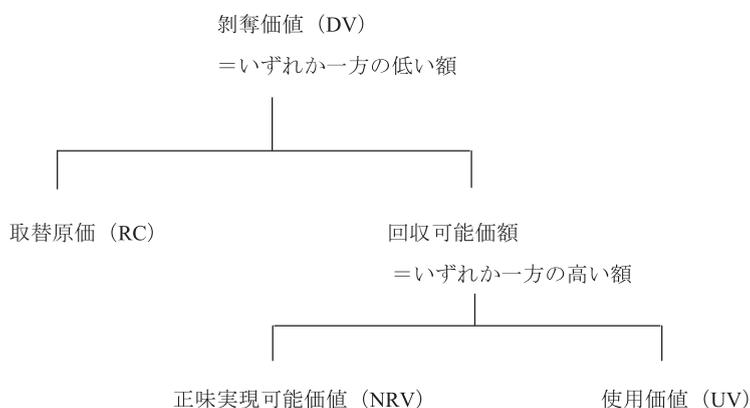
1970年代の英国における物価変動会計の展開には、二つの大きな流れとその対立をみ

てとることができる。その一つは、暫定会計実務基準書第7号『貨幣購買力変動のための会計』にみられるような一般物価変動会計の流れである。いま一つの流れとしては、カレント・コスト会計があげられる。この二つの流れの拮抗のなかで1970年代の英国における物価変動会計が展開され、1975年以降、カレント・コスト会計の方向で舵取りが行われることとなる。そして1980年に公表された会計実務基準書第16号『カレント・コスト会計（*Current Cost Accounting, Statement of Standard Accounting Practice No. 16 (SSAP 16)*）：以下、会計実務基準書第16号と略す』が、英国インフレーション会計の制度化における一つの到達点となるのである。1980年代に入り、インフレ率が鎮静化したことから、物価変動財務情報に対する利用者と提供者の関心が失せてきたこと、会計実務基準書第16号の方法が煩雑で、費用と時間を要すること等のために、会計実務基準書第16号は、1988年に会計実務基準書から削除された。

カレント・コスト会計の流れに関しては、サンディランズ・レポート（*Inflation Accounting (Sandilands Report)*）が1975年に公表されたことをあげることができる。サンディランズ・レポートでは、現在取替原価という時価概念を会計上の資産評価に取り入れるために、「企業にとっての価値」（*Inflation Accounting Committee [1975], pp. 58-60*）、いわゆる剝奪価値（*Baxter [1971], pp. 32-36., Baxter [1975], p. 126., Baxter [1984], pp. 200-201., Baxter [1993], pp. 5-8*）の思考が主張された。そして、「企業にとっての価値」は会計実務基準書第16号に継承され、資産評価基準として適用されたのである（*ASC [1980], par. 42*）。

剝奪価値説の特徴は、現有資産の再調達・

図表 1 剥奪価値



現有資産の売却・現有資産の継続的利用という三つの経営意思決定が時価をベースとした企業内部のデータによって行われることに着目し、現有資産の価値をカレント・バリューで評価することにある (Edey [1974], p. 75)。すなわち、会計の枠組みのなかに時価をストレートに導入するのではなく、剥奪価値という橋渡しの概念を据えることにより、カレント・バリューに基づく資産評価に説得力を持たせようとする考え方がみられる。なお、ここにいるカレント・バリューとは、取替原価 (RC)、正味実現可能価値 (NRV)、使用価値 (UV) をさす。剥奪価値に基づく資産評価については、図表 1 のようにあらわすことができる。

図表 1 では、取替原価と回収可能価額のうち、いずれか低い方が剥奪価値となることが示されている。回収可能価額は、正味実現可能価値 (NRV) と使用価値 (UV) のうち、いずれか高い額をさす。

カレント・コスト会計では、取替原価に基づく費用計上によって収益と対応させ、投下資本の維持・回収計算が行われる。そこでは、業績評価の尺度となる比較可能な期間利益が算定されることになる。資本回収計算と公正な市場価値をキーワードとした場合、時価主

義会計たるカレント・コスト会計は資本回収計算に力点をおくものといえる。すなわち、資産の時価評価そのものが問題とされたのではなく、資本回収計算が先行し、そして資産のカレント・バリューによる評価が取りあげられたのである。

IV 公正価値概念とその検討

1 公正価値概念

周知のように、公正価値概念に関する定義は、財務会計基準審議会 (FASB)、国際会計基準審議会 (IASB) による会計基準にみられる。財務会計基準審議会は 2006 年に SFAS 第 157 号『公正価値測定』を公表し、そこでは、「公正価値とは、測定日における市場参加者間の通常取引によって、資産の売却により受領するかもしくは負債の移転のために支払う価格である」(FASB [2006], par. 5) と定義されている。また、国際会計基準審議会は、2011 年に国際財務報告基準 (IFRS) 第 13 号『公正価値測定』を公表し、そこでは公正価値概念が出口価値アプローチに基づく内容によって定義されている (IASB [2011], par. 9)。この定義は SFAS 第 157 号の公正価値概念と軌を一にするものである。

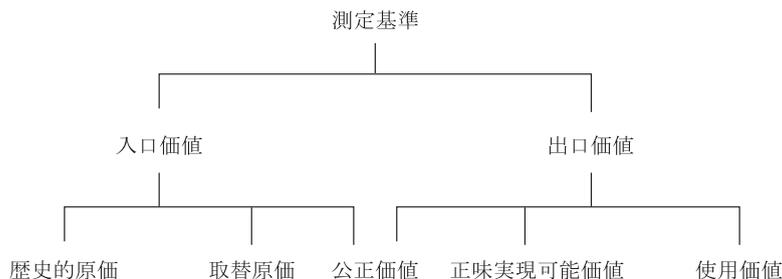
1993年のIAS第18号『収益』においては、公正価値が、「取引の知識を有する自発的な当事者間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換され、または負債が決済される金額⁽⁹⁾」(IASC [1993], par. 7)とする定義が行われている。国際会計基準審議会による公正価値概念の定義の解釈については、アレクサンダーの所説を手掛かりにすることができる。ちなみに、プロミッチの所説は、国際会計基準における公正価値概念が、出口価値、入口価値あるいはその他の別な価値を意味するかについて、明確に規定されていなかったと指摘する(Bromwich [2007], p. 49)。アレクサンダーの所説によると、図表2が示され、公正価値概念の特徴が明らかにされている(Alexander [2007], p. 78)。

図表2において、公正価値は、入口価値と出口価値の中間に位置し、入口価値と出口価値の両者であることがあらわされている。すなわち、国際会計基準審議会による公正価値の定義のなかで、「資産が交換される金額」とされることから、公正価値は入口価値であると同時に出口価値であるとする解釈が成り立つのである。公正価値を入口価値として捉える場合、入口価値としての公正価値は、取得のための取引コストを考慮に入れた入口価値としての取替原価よりも低いものとなる。他方、公正価値を出口価値とみた場合、出口価値としての公正価値は、処分のための取引

コストを考慮に入れた出口価値としての正味実現可能価値よりも高いものとなる。かくして、公正価値測定には、取引コストが考慮されないので、公正価値は正味実現可能価値を上回る値であり、かつ現在取替原価を下回る値となる関係が成り立つこととなる。それゆえに、公正価値の測定値は、等しく時価概念といっても、正味実現可能価値・取替原価等の時価概念とは性格を異にするものといえる。取替原価・正味実現可能価値なる時価概念は、取引コストが取得価値および処分価値を評価するために考慮され、資本回収計算に結びつく概念である。これに対して、公正価値が独立した第三者間取引をベースとした市場における交換価値であることから、公正価値は、企業が現実に行う資本回収計算からかけ離れた性質をもつものといえよう⁽¹⁰⁾。

アレクサンダーの所説は、バースとランズマンによる見解(Barth and Landsman [1995], pp. 97-107)、すなわち公正価値が資産に関連した企業価値総計をあらわす唯一の測定であるとともに、公正価値会計は使用価値に焦点をおくべきであるとする見解に注目する。アレクサンダーは、公正価値と使用価値との関連性を所与としたとき、公正価値は現在の経済価値(current economic values)に基づく思考を目標とすべきであるとする⁽¹¹⁾(Alexander [2007], p. 88)。公正価値とその測定に関しては、会計上の記録(認識)、

図表2 公正価値



計算（測定）、報告（伝達）のうち、報告あるいは開示という視点が重くみられことにより、資産のカレント・バリューによる評価が先行し、資本回収計算の考え方が後退しているとみることができる。すなわち、公正価値が使用価値（現在の経済価値）に焦点をおき、企業価値評価に結びつく見解についてみると、事前的計算が前提とされることから、企業の財産の管理・運用にかかわる資本回収計算が後退することになるのである。

2 剥奪価値概念の再解釈説

公正価値概念と剥奪価値概念についてみれば、この二つの概念は、ともにカレント・バリューに基づく測定という点で共通項を有すると捉えられることができる。ファン・ジルとウィットントン¹³の所説では、剥奪価値の考え方に立脚点をおき、剥奪価値概念と公正価値概念に関する新たな解釈を通して、両者の概念の調和を図ろうとする試みがなされているのである（Van Zijl and Whittington [2006], pp. 121–130）。公正価値概念の特徴を理解するうえで、彼らの所説は興味深いものがある。ここでは、彼らの所説を剥奪価値概念の再解釈説と呼ぶものとする。

剥奪価値概念の再解釈説においては、会計上の測定目的が、報告実体（企業）の将来キャッシュ・フローを予測できるような情報を情報利用者に提供することにおかれている（Whittington [2007], p. 193）¹²。なお、この再解釈説では、有形固定資産の評価が主要な論点とされている。

剥奪価値概念の再解釈説においては、取引コストの問題と市場選択の問題を取りあげ、公正価値概念の拡張が提案されている。すなわち、取引コストは取得価値および処分価値を評価するために考慮されるという仮定、出

口価値と入口価値の両者が現有資産の評価に適用されるとする仮定がおかれるのである¹³。剥奪価値概念の再解釈説は、これらの仮定をもって公正価値概念の拡張とするのである。

ファン・ジルとウィットントンの所説によると、剥奪価値説には、報告実体（企業）は、利用可能な経済的機会（economic opportunities）の範囲内で、現有資産の価値を最大化するように利用できるという前提がおかれているとする¹⁴。剥奪価値概念の考え方についてみると、この考え方は、ボンブライトの「所有主にとっての価値」をベースとするものである。剥奪価値概念については、ボンブライトの「所有主にとっての価値」をめぐって、二つの異なる解釈をあげることができる¹⁵。その一つは、実質的所有価値（中野 [1987], 83–84 頁）をもって「所有主にとっての価値」とする解釈である。実質的所有価値とする解釈によると、現実に当該資産を所有しているという事実によって、資産を剥奪された場合に生ずると予測される取替支出が回避されるとみる。取替支出の回避は資産所有の有利さをあらわすものであることから、現有資産は取替原価によって評価される。いま一つの解釈は、潜在的利用価値をもって「所有主にとっての価値」とみる。潜在的利用価値とする解釈では、資産が剥奪された場合、失われた資産それ自体から得ることが可能であったはずの最大収入額が測定されることとなる。ここで最大収入額とは、使用価値または正味実現可能価値のうち、いずれか高い方の額をさす。剥奪価値概念の再解釈説では、実質的所有価値ではなく、潜在的利用価値の解釈を重視していることが特徴として指摘できる。

図表 3 は、(a) 三つの財務的測定概念に基づく資産評価額の大小関係、(b) ファン・ジ

図表 3 剥奪価値と剥奪価値概念の再解釈説

ケース	(a)各測定概念に基づく 資産評価額の大小関係	(b)再解釈された 剥奪価値	(c)従来の解釈による 剥奪価値
(1)	NRV>UV>RC	NRV	RC
(2)	NRV>RC>UV	NRV	RC
(3)	UV>RC>NRV	RC	RC
(4)	UV>NRV>RC	NRV	RC
(5)	RC>UV>NRV	UV	UV
(6)	RC>NRV>UV	NRV	NRV

ルとウィットントンによって再解釈された剥奪価値（剥奪価値概念の再解釈説）、(c)従来の解釈に基づく剥奪価値（剥奪価値説）を示している⁽¹⁶⁾。

さて、剥奪価値概念の再解釈説では、図表3の(1)、(2)、(4)の三つのケースについて、正味実現可能価値に基づく資産評価が主張されている。ここに、剥奪価値説と剥奪価値概念の再解釈説との相違点がみられる。剥奪価値説では、三つのケースにおいて、取替原価が適用される。取替原価に基づく資産評価についてみると、資産の所有という事実によって、再び当該資産を再調達する必要がないことから、取替原価は現時点での支出の節約額をあらわすと解することができる。また、現有資産に関する意思決定の観点から取替原価に基づく資産評価を捉えると、取替原価に基づく資産評価には、同等資産の継続的取替調達という意思決定が、あらかじめ予定されているとみることができる。これに対して、正味実現可能価値による資産評価の場合には、現有資産とは異なる資産への投資が有利であれば、それを実行した方が賢明であるとする見方がとられる。この見方にたつと、図表3の(1)、(2)、(4)のケースがNRV>RCなる状況下にあるので、正味実現可能価値と取替原価との差額(NRV-RC)は、再

開発あるいは配置転換という経済的機会の価値をあらわすことになる⁽¹⁷⁾。剥奪価値概念の再解釈説は、正味実現可能価値に基づく資産評価によって、現実に利用可能な市場の機会をあらわすことができるとする。つまり、正味実現可能価値による評価は経済的機会の価値を写像した情報の提供を可能とし、これが情報利用者にとっての有用な会計情報の提供につながると解するのである。かくて、(1)、(2)、(4)の三つのケースにおいては、剥奪価値説のもとで適用される取替原価ではなく、正味実現可能価値がとられることとなる。SFAS第157号の公正価値の定義では、出口価値が適用されることから、(1)、(2)、(4)、(6)の四つのケースにおいては、出口価値としての正味実現可能価値が適用され、ひとつの調和の方向性が示されるとするのである。

剥奪価値概念の再解釈説についても、会計上の報告という視点が重くみられことにより、資産のカレント・バリューによる評価が先行し、資本回収計算の考え方が後退しているとみることができる。

V 結びに代えて

会計上の時価評価の問題を検討するうえで、

資本回収計算と公正な市場価値はきわめて重要なキーワードといえる。物価変動会計では、維持すべき資本概念とそれに基づく利益測定が、資本の維持、受託責任の観点から重視されるべきものとして捉えられている。本稿では、英国物価変動会計の展開をおおまかに素描し、歴史的な原価会計を堅持する所説、一般物価変動会計、カレント・コスト会計の所説に大別したが、会計上の時価概念を検討する上で、カレント・コスト会計が重要な位置を占めることはいうまでもない。カレント・コスト会計では、資産評価基準として取替原価を適用し、投下資本の維持・回収計算が行われる。そこでは、業績評価の尺度となる比較可能な期間利益の算定を行うことが目的とされる。ここで資本回収計算と公正な市場価値をキーワードとした場合、カレント・コスト会計においては、資本回収計算に力点がおかれているものといえる。すなわち、資産の時価評価そのものを問題とするのではなく、資本回収計算が先行し、そして資産のカレント・バリューに基づく評価が取りあげられたのである。

ここで検討した国際会計基準における公正価値の測定値は、等しく時価概念といっても、正味実現可能価値・取替原価等の時価概念とは異なるものである。取替原価・正味実現可能価値なる時価概念は、取引コストが取得価値および処分価値を評価するために考慮されるので、資本回収計算に結びつく概念である。これに対して、公正価値が独立した第三者間取引に基づく市場における交換価値であることから、公正価値は、現実に企業によって行われる資本回収計算から遊離した値になるといえよう。

公正価値とその測定に関しては、公正価値会計は使用価値に焦点をおくべきであり、公

正価値は資産に関連した企業価値総計をあらゆる唯一の測定であるとする所説がある。剝奪価値概念の再解釈説においては、潜在的利用価値に重きがおかれ、出口価値としての正味実現可能価値が重視されている。これらの所説に関しては、会計上の記録（認識）、計算（測定）、報告（伝達）のうち、報告という視点が重くみられことにより、資産のカレント・バリューによる評価が先行し、企業の財産の管理・運用にかかわる資本回収計算の考え方が後退しているとみることができる。

【注】

- (1) ここにいう計算的特性アプローチの考え方では、期間損益計算の観点から貸借対照表概念が思考されている。すなわち、計算的特性アプローチは、期間損益計算を会計上の目的として措定し、その目的から計算技術的に資産、負債及び資本を捉えようとするものである。
- (2) 経済的特性アプローチは、資産・負債及び資本のもつ経済的特性に焦点を当てることにより、貸借対照表概念を捉えようとするものである。財務会計概念書第6号において、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」(FASB [1985], par. 25. 平松, 広瀬訳 [1994] 297頁)とする。この定義において、資産に関する主要な三つの特性が示されている。ここで三つの特性とは、(a) 発生の可能性の高い将来的な経済的便益、(b) 特定の实体による便益の実質的支配、(c) 過去の取引または事象の発生をさす。この資産概念の定義では、ストックとしての概念たる経済的資源に代えて、経済的便益なる概念が用いられていることから、便益というフローをあらゆる概念が適用される点に特徴がある。たとえば、リース物件のもつ経済的便益を会計上の認識・測定に取り入れることは、法的所有権を中心とする資産観から経済的利用権に支えられた資産観への重点移動とみることができる。そして、かかる重点移動には、資産概念の拡張を理解することができるのである。
- (3) 現在の会計モデルは「原価と時価の混在スタイルとしての会計」あるいは原価・時価のハイブリッド会計として表現されることができ

- る。
- (4) 歴史的な原価評価に関して、リトルトンの説く同質的資料の原則と客観的決定の原則は、彼の理論のなかで重要な位置をしている。同質的資料の原則では、企業にかかわる取引を価格という同質的用語で表すことによって、会計資料としての同質化をはかることが要請される。次いで客観的決定の原則において、会計記録の対象となる取引は、相互に独立した当事者間において合意に達した取引価格、すなわち交換取引に基づく交換価格でなければならないことが要請される。同質的資料の原則と客観的決定の原則についてみると、完全かつ理解可能な取引資料の記録の必要性に目的をおき、その目的のために会計記録の客観性、検証可能性を保持すべしとする思考を取ることができる。
- (5) ペイトン学説の展開については、「価格変動会計に関する彼の見解は、次の三つの時期に区分することができる。すなわち、第1の時期は、1910年代の末期から20年代の好況を地盤として、経済学的見地から時価論を提唱した時期であり、第2の時期は、1930年代から40年代に至る不況を背景として、原価を重要視し、価格変動に目をおおっていた時期であり、第3の時期は、第2次大戦や朝鮮動乱ならびにその後の経済状況によって貨幣価値の低落が著しくなった時期を背景として、原価に基づく会計の不十分さを認め、価格変動に積極的に対処しようとする時期である」(清水 [1974], 224頁)とされ、ペイトン学説の展開が三つの時期に区分されている。ここでは、原価即価値説に関して、第3の時期にあたるペイトンの所説を取りあげている。
- (6) 歴史的な原価会計に対する批判的見解、問題点については、会計上の測定単位、会計上の維持すべき資本概念、資産評価基準にかかわらせて整理されることができる(山口 [1994], 14-15頁)。物価変動会計では、物価上昇によって生ずる資本の浸食の問題に焦点がおかれ、維持すべき資本概念と資本回収計算が一つの重要な課題とされる。
- (7) 勧告書第12号では、物価上昇期における資本過少化の問題を取りあげているが、歴史的な原価会計に基づく損益計算が企業の営業能力を損なう場合には、その営業能力維持が企業の財務政策によって図られるべきであるとして、歴史的な原価会計に基づく損益計算が堅持されている(ICAEW [1949], par. 3, par. 8)。勧告書第12号の基本的立場については、歴史的な原価会計が堅持されている(片野 [1974], 430頁, 433頁。、山口 [1997], 205-225頁)。
- (8) ACCAの所説では、現在取替原価が資産の現在の資本価値(capital value)に関する市場の評価をあらわすとされる。
- (9) ちなみに、IAS第18号『収益の認識』(1982年)の Paragraph 4においては、公正価値が、「取引の知識を有する自発的な買主と売主との間で、独立第三者間取引条件により、資産が交換される金額」と定義されている。この定義においても、公正価値概念は、「資産が交換される金額」を、いかに解釈するかという問題が提起されることとなる。
- (10) ちなみに、取替原価、正味実現可能価値等の時価と公正価値とを比較した場合、公正価値は実体固有の価値ではないこと、公正価値には取引コストが含まれないこと、これら二つの特徴が相違としてあげられる(Whittington [2007], p. 192)。したがって、公正価値を有形固定資産の評価に適用した場合、公正価値に基づく評価は、取替原価等の時価概念による評価と比較して、資本回収計算から遊離したものと見えよう。
- (11) アレクサンダーの所説においては、公正価値を現在の経済価値で測定することが望ましいとしながらも、活発な市場におけるカレント・バリューをもって現在の経済価値の代理とする見方がとられている(Alexander [2007], p. 88)。
- (12) 財務会計概念報告書第1号『営利企業の財務報告の基本目的』にみられる基本目的に関しては、投資者、債権者をはじめとした情報利用者の意思決定に資する情報提供、企業が創出するキャッシュ・フローに関する情報の開示に財務報告の目的がおかれている(FASB [1978], p. 2)。財務会計概念報告書第1号では、財務報告目的は意思決定有用性アプローチに重きがおかれているのである。剝奪価値概念の再解釈説においてもまた、意思決定有用性アプローチに重きをおくものである。
- (13) 取引コストの問題は、特に有形固定資産にかかわる取得・処分等において重要なものである。剝奪価値概念の再解釈説では、公正価値に基づく有形固定資産の評価が主要な論点とされるので、取引コストの問題が重くみられることになる。剝奪価値概念の再解釈説によれば、公正価値の定義が交換価値よりもむしろ価格に基づくものであれば、取引コストの価格への算入あるいは控除があり得ることであるとされる。市場選択の問題について、剝

奪価値概念の再解釈説によれば、利潤極大化を志向する実体は、取得（入帳）のための市場であれば、最も低い取得コストの総計をあらわす市場を、処分（出帳）のための市場であれば、最も高い正味の処分収入をあらわす市場を選択するという前提によって市場の選択を決定するとされている（Van Zijl and Whittington [2006], p. 128）。取引コストの問題を資本回収計算との関連で捉えた場合、資本回収計算は、企業の維持・存続を図るために、取引コストを考慮に入れたものとなる。

- (14) 剥奪価値概念の解釈には、後述するように、実質的所有価値と潜在的利用価値の二つがあるが、剥奪価値概念の再解釈説では、潜在的利用価値が重視されている（Van Zijl and Whittington [2006], p. 124）。
- (15) ポンプライトによる「所有主にとっての価値」は、次のように定義されている。すなわち、「ある財産の所有主にとっての価値は、所有主がその財産を剥奪されたと仮定された場合に、所有主が被ると予測される直接的および間接的なすべての損失という不利な価値による金額と同一である」（Bonbright [1937], p. 71）とされる。「所有主にとっての価値」の二つの異なる解釈については、実質的所有価値と潜在的利用価値があげられるが、バクスターの説く剥奪価値説は実質的所有価値の解釈である（山口 [1996], 82-83 頁）。
- (16) 図表 3 の (c) では、図表 1 で示された財務的測定概念に基づく資産評価の大小関係を 6 つのケースであらわし、それぞれのケースにおける剥奪価値が求められている（Van Zijl and Whittington [2006], p. 125., Whittington [2007], p. 187）。
- (17) 剥奪価値概念の再解釈説では、正味実現可能価値と取替原価との差額が経済的機会の価値として捉えられている（Van Zijl and Whittington [2006], p. 126）。この見方は、剥奪価値を潜在的利用価値として解釈するものである。

【参考文献】

Association of Certified and Corporate Accountants [1952] *Accounting for Inflation, A Study of Techniques under Conditions of Changing Price Levels*, Gee and Company, London.

Alexander, D. [2007] Recent History of Fair Value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.

ASC [1980] *Current Cost Accounting*, Statement of Standard Accounting Practice No. 16 (SSAP 16), ASC, London.

Barth, M and W. Landsman [1995] Fundamental Issues Related to Using Fair Value Accounting for Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 4.

Baxter, W. T. [1971] *Depreciation*, Sweet & Maxwell, London.

Baxter, W. T. [1975] *Accounting Values and Inflation*, McGraw-Hill, London, New York.

Baxter, W. T. [1984] *Inflation Accounting*, Philip Allan, Oxford.

Baxter, W. T. [1993] *Asset Values "Goodwill" and Brand Names*, Occasional Research Paper No. 14, Chartered Association of Certified Accountants.

Bonbright, J. C. [1937] *The Valuation of Property* (Vol. 1), The Michie Company, Virginia, Reprinted 1965.

Bromwich, M. [2007] Fair Values: Imaginary Prices and Mystical Markets—A Clarificatory Review, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.

Edey, H. C. [1970] Deprivation Value and Financial Accounting, in *Debits, Credits, Finance and Profits*, (eds.), H.C.Edey and B.S.Yamey, Sweet & Maxwell.

FASB [1976] *FASB Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, FASB, Stamford, 1976. (津守常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、平成 9 年。)

FASB [1978] Statement of Financial Accounting Concepts No. 1 Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises, 1978, *Statements of Financial Accounting Concepts*, John Wiley & Sons, New York, 2000. (平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版) 中央経済社、平成 14 年。)

FASB [1985] Statement of Financial Accounting Concepts No. 6 Elements of Financial Statements, *Statements of Financial Accounting Concepts*, John Wiley & Sons, New York, 2000. (平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念』(増補版) 中央経済社、平成 14 年。)

FASB [2006] *Fair Value Measurements*, State-

- ment of Financial Accounting Standards No. 157.
- Gynther, R. S. [1970] Capital Maintenance, Price Changes, and Profit Determination, *The Accounting Review*, Vol. 45 No. 4, October 1970.
- ICAEW [1949] Rising Price Levels in Relation to Accounts, *Recommendations on Accounting Principles*, N 12.
- ICAEW [1952] Accounting in Relation to Changes in the Purchasing Power of Money, *Recommendations on Accounting Principles*, N 15.
- ICAEW [1968] *Accounting for Stewardship in a Period of Inflation*, The Research Foundation of The Institute of Chartered Accountants in England and Wales.
- Institute of Cost and Works Accountants [1952] *The Accountancy of Changing Price Levels*, The Institute of Cost and Works Accountants, Gee & Co Ltd, London.
- IASB [2011] IFRS 13, *Fair Value Measurement*, IASB.
- IASC [1993] *Revenue*, IAS18.
- Inflation Accounting Committee [1975] *Inflation Accounting: Report of the Inflation Accounting Committee* (Sandilands Report), Her Majesty's Stationery Office, 1975, Reprinted 1978.
- Littleton, A. C. [1953] *Structure of Accounting Theory*, American Accounting Association, Ninth Printing, 1973. (大塚俊郎訳『会計理論の構造』東洋経済新報社, 昭和49年。)
- Littleton, A. C. and V. K. Zimmerman, [1962] *Accounting Theory: Continuity and Change*, Prentice-Hall. (上田雅通訳『会計理論—連続と変化』税務経理協会, 昭和51年。)
- Paton, W. A. [1946] Cost and Value in Accounting, *The Journal of Accountancy*, Vol. 81 No. 3, March 1946.
- Paton, W. A. [1950] Measuring Profits under Inflation Conditions: A Serious Problem for Accountants, *The Journal of Accountancy*, Vol. 89 No. 1, January 1950.
- Van Zijl, T. and G. Whittington [2006] Deprival Value and Fair Value: A Reinterpretation and a Reconciliation, *Accounting and Business Research*, Vol. 36. No. 2.
- Whittington, G. [1981] *Inflation Accounting: All The Answers*, University College Cardiff Press, Cardiff.
- Whittington, G. [1984] Capital Maintenance Concepts in Current Cost Accounting: Recent Development in the United Kingdom, in B. Carsberg and S. Dev, (eds.), *External Financial Reporting*, Prentice Hall.
- Whittington, G. [2007] Alternative to Fair Value, in P. Walton (ed.), *The Routledge Companion to Fair Value and Financial Reporting*, Routledge.
- 新井清光 [1973] 「取得原価主義会計の再検討」『會計』第103巻第1号(昭和48年1月)
- 浦崎直浩 [2002] 『公正価値会計』森山書店, 平成14年。
- 興津裕康 [1996] 『財務会計の理論』税務経理協会, 平成8年。
- 興津裕康 [1997] 『現代制度会計』森山書店, 平成9年。
- 興津裕康 [2002] 「取得原価と時価」岸悦三編『近代会計の思潮』同文館, 平成14年。
- 興津裕康 [2006] 「現代会計の論点—原価と時価の混在する会計を考える」『企業会計』第58第11号(平成18年11月)。
- 片野一郎 [1974] 『貨幣価値変動會計』(第2版) 同文館, 昭和49年。
- 岸悦三編 [2002] 『近代会計の思潮』同文館, 平成14年。
- 清水宗一 [1974] 『資産原価配分論』森山書店, 昭和49年。
- 武田隆二 [2001] 「会計学認識の基点」『企業会計』第53巻第1号(平成13年1月)。
- 武田隆二 [2008] 『最新財務諸表論』(第11版) 中央経済社, 平成20年。
- 中野 勲 [1987] 『会計測定論—不信解消会計の構築—』同文館, 昭和62年。
- 藤井秀樹 [2003] 「Littletonの会計理論—原価主義会計論の2つの潮流とA.C.Littleton—」, 土方久編『近代会計と複式簿記』税務経理協会, 平成15年。
- 山口忠昭 [1994] 『物価変動會計論』同文館, 平成6年。
- 山口忠昭 [1996] 「物価変動下における剝奪価値説の検討」『會計』第150巻第2号・第3号(平成8年8月・9月)。
- 山口忠昭 [1997] 「英国の物価変動会計に関する一考察—勧告書第12号と第15号を中心として—」『京都学園大学経営学部論集』第6巻第3号(平成9年3月)。
- 山口忠昭 [2008] 「会計上の価値概念に関する再検討—剝奪価値と公正価値—」『商経学叢』第55巻第2号(平成20年12月)。
- 山口忠昭 [2009] 「会計上の資産評価概念をめぐる諸問題—剝奪価値説と剝奪価値概念の再解釈—」『企業会計』第61巻第3号(平成21年3月)。